

# 青森県特別支援教育推進ビジョン

～学びを「つなぐ」・「深める」・「生かす」ための

今後10年の道筋～

平成31年2月6日

青森県教育委員会



## はじめに

県教育委員会では、本県における特別支援学校の充実・発展に資するため、学識経験者等による「青森県特別支援学校在り方検討会議」からの県立特別支援学校の整備・充実の方向性についての答申を踏まえ、平成22年7月に青森県立特別支援学校教育推進プランを策定し、平成23年度から平成25年度までを前期実施計画、平成26年度から平成28年度までを後期実施計画として実施してまいりました。

この間、国においては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」についての報告がなされました。また、平成29年3月の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂並びに平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂では、児童生徒の障害に応じた個別の教育支援計画の作成・活用に努めること等、通常の学校における特別支援教育の一層の推進について明記され、平成29年4月の特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領の改訂並びに平成31年2月の特別支援学校高等部学習指導要領の改訂では、学びの連続性を重視した対応等、教育内容等の主な改善事項が示されました。

このような特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応するため、本県における特別支援教育の更なる充実・発展に向けて、「学びをつなぐ」、「学びを深める」、「学びを生かす」をキーワードとして設定し、パブリック・コメントや地区説明会を通して県民の皆様の御意見をいただきながら検討を重ね、今後10年の道筋を示す「青森県特別支援教育推進ビジョン」を策定しました。

県教育委員会では、本ビジョンに基づき、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、幼児児童生徒がライフステージに沿って様々な教育的ニーズに対応した学びの場を活用していくことができるよう、切れ目ない支援体制の整備・充実を目指してまいります。

そして、障害のある幼児児童生徒が地域社会で自らの力を最大限発揮し、共生社会の一員として自立し、積極的に社会参加できるよう、地域と連携・協働した基盤づくりを推進してまいりますので、教育関係者や県民の皆様の御理解、御支援をお願いいたします。



## 目 次

I	近年の特別支援教育に関する動向	1
	1 障害者を取り巻く状況	
	2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	
	3 特別支援教育に関する新たな動向	
II	本県特別支援教育の現状と課題	3
	1 学びをつなぐ ～学びの連続性を重視した対応～	
	2 学びを深める ～一人一人に応じた指導の充実～	
	3 学びを生かす ～自立と社会参加に向けた教育の充実～	
III	基本方針	12
	1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化	
	2 教職員の専門性の維持・向上	
	3 特別支援学校の学習環境の充実	
	4 キャリア教育・職業教育の充実	
	5 特別支援学校と地域等との連携推進	
<附 録>		
	青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～平成28年度） の取組状況	15



## I 近年の特別支援教育に関する動向

### 1 障害者を取り巻く状況

#### (1) 障害者の権利に関する条約に署名

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に署名し、平成20年5月に発効しました。同条約第24条では、締約国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保することとされています。また、同条ではこの権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないことや、個人に必要な合理的配慮（reasonable accommodation）の提供等を確保することが規定されています。

#### (2) 障害者基本法の改正法の施行

我が国においては、平成19年9月に上記条約に署名するとともに、同条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成23年8月に障害者基本法の改正法が施行されました。教育については、第16条において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要施策を講じなければならない」と規定されています。

#### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行

平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。同法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障害を理由とする不当な差別の禁止と公立学校等公的な機関における合理的配慮の提供が義務として定められています。

### 2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

#### (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされ、以下の5点が示されました。

- ア 共生社会の形成に向けて
- イ 就学相談・就学先決定の在り方について
- ウ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- エ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- オ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

## (2) 学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行

平成25年9月に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行されました。障害のある児童生徒の就学先について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小・中学校へ就学することも可能としていた従前の仕組みを改め、個々の児童生徒について、市町村教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することなどが規定されました。

## 3 特別支援教育に関する新たな動向

### (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

平成27年12月に中央教育審議会から「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が示されました。この中で、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、教育委員会が積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくような制度的位置付けを検討すべきであるとされました。コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を置く学校のことであり、地域の方々が学校運営に参画し、学校運営の基本方針を承認し、学校が抱える課題について、共に解決を図っていく仕組みです。平成29年4月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置について教育委員会に対し努力義務化されました。

### (2) 特別支援学校学習指導要領等の改訂

平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が、平成31年2月には特別支援学校高等部学習指導要領が改訂されました。

改訂の基本的な考え方として、以下の3点が示されました。

- ア 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- イ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ウ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実  
また、教育内容等の主な改善事項として、以下の3点が示されました。

- ア 学びの連続性を重視した対応
  - イ 一人一人に応じた指導の充実
  - ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実
- ※高等部学習指導要領では、イの内容をウに含んで記載している。



## II 本県特別支援教育の現状と課題

### 1 学びをつなぐ ～学びの連続性を重視した対応～

#### (1) 特別支援学校のセンター的機能<sup>※1</sup>の充実

##### <現状>

##### ○ 小・中学校等への支援

特別支援学校は、小・中学校等や医療、保健、福祉等の関係機関の要請に応じて、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の教育や校内支援体制の整備に関し、特別支援教育巡回相談等により必要な助言を行っています。

##### ○ 教育相談等の実施

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に伴い、多岐にわたる相談内容に対応するため、全ての特別支援学校では、各校が対象とする障害種の専門性を生かして、自校内での教育相談のほか、地域の関係機関への支援を行っています。そのほか、視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校では、「そだちとまなびの支援センター」等を設置し、サテライト型の教育相談を実施するなど、県内全域における教育相談体制の充実を図っています。

##### ○ 地区における相談・支援体制の整備

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒やその保護者への相談・支援に携わる医療、保健、福祉等の関係機関との連携協力を円滑にするため、県内6地区に特別支援学校を事務局とする「地区特別支援連携協議会」を設置し、地区内の相談機関等を周知するリーフレットの作成・配布や各種研修会の開催等、各地区における相談・支援体制の整備に努めています。

##### <課題>

##### ○ 特別支援教育巡回相談の周知及び充実

特別支援教育巡回相談については、小・中学校のうち約7割の学校が活用しているものの、高等学校では約3割に留まっており、今後、校内支援体制を充実させるため、高等学校への周知を図り、特別支援教育巡回相談の活用を促進していく必要があります。

##### ○ 特別支援学校における教育相談の充実のための校内体制の整備

特別支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じた多岐にわたる相談内容に対応できるよう、各教員の教育相談に係る専門性の一層の向上を図るなど、教育相談が効率的に実施できる校内体制を整備する必要があります。

##### ○ 「地区特別支援連携協議会」による教育相談の体制整備の充実

「地区特別支援連携協議会」の事務局校は、地区内の特別支援学校の専門性を生かし、教育相談の要請を集約・調整するとともに、医療、保健、福祉等の関係機関や市町村教育委員会等との連携を強化し、地区における教育相談の体制整備をより一層充実させる必要があります。

※1 特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校が有している機能で、小・中学校等の教職員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教職員に対する研修協力機能、障害のある幼児児童生徒への施設設備の提供機能がある。

## (2) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

### <現状>

#### ○ 小・中学校における校内支援体制

小・中学校では、特別支援学級の在籍者数及び通級による指導<sup>※2</sup>を受ける児童生徒数が増加しています。各校において校内委員会<sup>※3</sup>が設置され、対象児童生徒の実態把握や適切な指導及び必要な支援を検討するなど、校内支援体制の整備が進んでいます。また、平成28・29年度に実施した「発達障害<sup>※4</sup>等のある児童生徒の支援体制強化事業」により作成した青森県教育支援ファイル<sup>※5</sup>の活用の働きかけや各地区における青森県教育支援ファイルの作成に関する研修等により、特別支援学級に在籍している児童生徒に対する、個別の教育支援計画<sup>※6</sup>及び個別の指導計画<sup>※7</sup>の作成率が向上しています。

#### ○ 高等学校における校内支援体制

高等学校では、全ての学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター<sup>※8</sup>の指名がなされています。また、平成29年度から特別な教育的ニーズのある生徒を支援するため、北斗高等学校、尾上総合高等学校、八戸中央高等学校にスクールライフサポーター<sup>※9</sup>を配置しているほか、学校教育法施行規則及び文部科学省告示の改正により、平成30年度から通級による指導が可能となったことを受け、北斗高等学校において、通級による指導を開始しています。

### <課題>

#### ○ 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実

小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を充実させるため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率を更に向上させる必要があります。また、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが、他の教職員と連携しながら、対象児童生徒の情報共有や支援内容の検討・評価を行う校内委員会を十分機能させていくことに加え、特別支援教育に関する校内研修会を開催し、教職員の理解・啓発に努めるなど、校内支援体制を充実することが求められています。

また、特別な教育的ニーズのある児童生徒を組織的・計画的に支援するため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと適切に引き継いでいくことが求められています。

- 
- ※2 **通級による指導**：小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒の障害の状況の改善又は克服を目的とする障害に応じた特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替えることができる制度。
  - ※3 **校内委員会**：校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うための特別支援教育に関する委員会。
  - ※4 **発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。(発達障害者支援法 法律第167号)
  - ※5 **青森県教育支援ファイル**：小・中学校及び高等学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の一貫した指導及び支援の充実を図ることを目的とし、個別の教育支援計画と個別の指導計画の様式・記入のポイント・記入例をまとめたもの。
  - ※6 **個別の教育支援計画**：関係機関の連携による乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うための教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ計画。
  - ※7 **個別の指導計画**：児童生徒一人一人のニーズに応じた指導目標や内容、方法等を示した計画。
  - ※8 **特別支援教育コーディネーター**：各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会及び特別支援教育に関する校内研修の企画・運営、関係諸機関及び学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。
  - ※9 **スクールライフサポーター**：高等学校において、特別な教育的ニーズのある生徒に対する学習支援、周囲の生徒の障害理解促進等を教諭等と連携して行う特別支援教育支援員。

## 2 学びを深める ～一人一人に応じた指導の充実～

### (1) 教職員の専門性の維持・向上

#### <現状>

#### ○ 特別支援学校教職員の専門性

特別支援学校においては、障害の状態が極めて重度である児童生徒や、複数の障害を併せ有する児童生徒が在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる中、教職員の専門性の維持・向上に努めています。

一方、視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校や、小・中学校及び高等学校に準ずる教育<sup>※10</sup>を実施している特別支援学校においては、近年、在籍者・履修者が少数で推移し、教職員数も限られていることなどから、教科指導力や障害に応じた専門性の維持・向上のため、各校で校内研修の充実や他県との連携強化を図っています。

#### ○ 小・中学校及び高等学校教職員の専門性

小・中学校及び高等学校においては、発達障害や医療的ケア<sup>※11</sup>を必要とする児童生徒等、様々な特別な教育的ニーズのある児童生徒が通常の学級及び特別支援学級に在籍するほか、高等学校でも通級による指導が制度化されるなど、多様な学びの場において、全ての教職員が適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

#### ○ 県教育委員会の取組

本県の特別支援学校教員における特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科等の免許状<sup>※12</sup>）取得率は約8割に留まっており、県教育委員会では、免許法認定講習の充実により、免許状の取得の促進を図っているほか、各事業を活用した教職員対象の研修会及び県総合学校教育センターの特別支援教育に関する講座の充実を図っています。さらに、児童生徒一人一人に応じた教育活動が展開されるよう、学校及び地域の特性を勘案しつつ、個々の能力・適性を生かした人事配置を行うとともに、小・中学校及び高等学校と特別支援学校との人事交流を積極的に推進するなど、教職員の専門性の向上と校内体制の充実を図っています。

※10 小・中学校及び高等学校に準ずる教育：小・中学校及び高等学校の各教科と同じ内容を学習すること。

※11 医療的ケア：医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。本県の特別支援学校では、看護師資格のある臨時講師及び一定の研修を受けた教員が、一定の条件の下に医療的ケアを実施している。

※12 自立教科等の免許状：次の種類がある。（教育職員免許法第4条の2、同法施行規則第63条、第63条の2）

1 特別支援学校自立教科の免許状「普通（一・二種）、特別及び臨時」。職業についての知識技能の修得に関する次のような教科がある。視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩、マッサージ指圧、はりきゅうを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服）。

2 特別支援学校自立活動の免許状「普通（一種）免許状」。学習上又は生活の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動に係る次のような免許状がある。特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育及び言語障害教育）。

## <課題>

### ○ 切れ目ない支援体制の整備に向けた全ての教職員の専門性の向上

特別な教育的ニーズのある児童生徒の就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備のため、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、平成27年度の文部科学省調査において、通常の学級に発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%在籍しているとの報告を踏まえ、発達障害に関する基礎的な知識・技能の向上を図る必要があります。

また、特別支援学校においては、これまで培ってきた各障害種に応じた指導や、小・中学校及び高等学校に準ずる教育の指導について、専門性の維持・向上及び小・中学校等に対する情報提供が求められています。

## (2) 特別支援学校の学習環境の充実

### <現状>

### ○ 学校規模が大きい知的障害を対象とする特別支援学校の学習環境の充実

県教育委員会では、平成22年7月に策定した青森県立特別支援学校教育推進プランに基づき、学校規模が大きい知的障害を対象とする特別支援学校の学習環境の充実のため、旧八戸南高等学校校舎の利活用により、平成29年度に八戸第二養護学校から高等部を分離独立し、八戸高等支援学校を開校しました。また、旧岩木高等学校校舎の利活用により、平成31年度に弘前第一養護学校高等部を移転することとしています。

### ○ 県内全域における複数の障害種に対応した教育の提供

県内全域において、複数の障害種に対応した教育が提供できるよう、平成23年度から七戸養護学校及びむつ養護学校に、平成26年度から森田養護学校に肢体不自由教育部門を設けたほか、小・中学部及び高等部の一貫した教育の充実に努めるため、平成23年度に病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）を対象とした特別支援学校である浪岡養護学校高等部青森若葉分教室を青森若葉養護学校高等部通して設置しました。

### ○ その他の学習環境の充実

平成28年度の青森第二養護学校及び弘前第一養護学校の校舎の増築、平成29年度からの森田養護学校及び黒石養護学校における給食の実施、平成29年度の森田養護学校へのスクールバスの配置等、学習環境の充実に努めています。

## <課題>

### ○ 一定規模の学習集団の確保

視覚障害及び聴覚障害を対象とする特別支援学校及び併設する寄宿舎においては、在籍者及び利用者が少数で推移しており、更に学校規模が縮小すると、集団での活動や多様な学習形態の展開が難しくなるとともに、障害の特性に応じた専門性の高い教育が十分に提供できなくなることが懸念され、一定の規模を確保するための計画的な配置が必要となっています。

### ○ 県内全域における病弱教育の充実

病院が隣接している病弱者を対象とした特別支援学校については、現在、東青地区のみに設置されており、このような学校以外でも病状に応じた指導が実施できる体制の検討が必要となっています。

### ○ 学習環境の更なる充実

特別支援学校の施設・設備については、老朽化や在籍する幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、段差の解消、ICT機器の活用環境の構築等の計画的な整備が必要となっています。

## 3 学びを生かす ～自立と社会参加に向けた教育の充実～

### (1) キャリア教育の充実

#### <現状>

#### ○ 特別支援学校における取組

特別支援学校においては、幼児児童生徒のキャリア発達を促すため、校内研究や全体計画の作成を通じて、教育活動全体をキャリア教育の視点で見直しながら、幼児児童生徒が夢や志をもち、自身の将来の生き方を考える活動や主体的に学校生活を送るためにそれぞれが役割を果たす活動を取り入れています。

また、中学校に在籍する特別な教育的ニーズのある生徒の中には、進学先通して特別支援学校の高等部を希望する生徒もいることから、特別支援学校では、入学相談や体験学習を通じて生徒や保護者が将来の見通しをもつことができるよう、学校見学や教育相談の充実など、進路選択に係る情報提供に努めています。

#### ○ キャリア教育の推進

県教育委員会では、平成22・23年度に「青森県特別支援学校キャリア教育充実事業」、平成27・28年度に「夢や志の実現を目指す『特別支援学校技能検定』開発事業」、平成29年度からは「特別支援学校技能検定事業」を実施するなどの取組を通じて、障害のある児童生徒のキャリア教育を推進してきました。

平成27年度から実施している特別支援学校技能検定・発表会では、高等部生徒が清掃、接客サービス等の技能習得や、プレゼンテーション発表、パフォーマンス発表に挑戦しています。これにより、生徒の自己肯定感や勤労意欲の向上が見られたほか、一般企業等への就労を希望する生徒が増加しました。

また、関係機関との連携・協働により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が、自身のキャリアについて考える機会になっているほか、特別支援教育に関する地域への理解・啓発や障害のある生徒の進路の拡大等につながっています。

## <課題>

### ○ 特別支援学校のキャリア教育の充実

特別支援学校新学習指導要領では、発達段階に応じてキャリア教育の充実を図ることが示されており、自立と社会参加に向けた学校全体としての取組が求められています。

高等部においては、現状においても県教育委員会の事業と関連させながら、各校の実情に合わせた清掃や接客サービス等の作業学習を通して、他者とのかかわりの中で自己決定する機会や役割を果たす経験を積み重ねています。今後は、このような高等部の生徒が培った学びを幼稚部、小学部及び中学部に広め、学部間の連携を一層強化しながら、長期的な見通しをもって段階的にキャリア発達を支援していくための一貫した取組が求められています。

このようにキャリア教育を充実させていくためには、学校の様々な教育活動を関連付けながら、児童生徒が学びの過程を振り返り、将来の生活や社会とのかかわりを考え、将来の生き方や進路について選択したり、決定したりすること、また、学んだことを生かし、目標を修正しながら自己実現を目指すことができるように、授業改善の取組を進める必要があります。

### ○ 小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒が、小学校の早い段階から、障害の程度や校種に関わらず、自分自身の生き方について考えるために、小・中学校等と特別支援学校が連携したキャリア教育の取組が求められています。

## (2) 福祉、労働等の関係機関との連携による職業教育の充実

### <現状>

#### ○ 特別支援学校における職業教育の取組

県教育委員会では、平成27年度に弘前第一養護学校及び黒石養護学校に職業コースを設置したほか、平成29年度には産業科と普通科を併設する八戸高等支援学校を開校するなど、職業教育の充実を図っています。

また、外部専門家を活用し、職業技能等の指導を直接受ける機会を設けることで授業改善を行い、職業教育の充実を図っています。

#### ○ 関係機関との連携による職業教育の取組

県教育委員会では、多数の企業に「特別支援学校就職サポート隊あおもり」通して登録していただき、産業現場等における実習において学校と協力しながら職業教育の充実に向けた取組を進めています。そのほか、平成28年度から県教育庁障害者就労促進センター<sup>※13</sup>を開設し、特別支援学校の卒業生等を雇用し、職業スキルの育成を図りながら、一般就労への移行に取り組むとともに、その取組内容を特別支援学校に情報提供しています。

また、就労を目指す特別支援学校高等部生徒に対しては1～3週間程度の産業現場等における実習を通して適性を見極め、相談支援事業所<sup>※14</sup>、障害者就業・生活支援センター<sup>※15</sup>、障害者職業センター<sup>※16</sup>、ハローワーク等と連携し、福祉就労を含めた円滑な就労や職場定着等に向けた支援を行っています。

### <課題>

#### ○ 特別支援学校における職業教育の充実

特別支援学校においては、進路指導の充実や障害者の雇用状況の変化等に伴い、企業への就労を希望する生徒の割合が年々高くなっており、就労を実現するために福祉や労働等関係機関との更なる連携強化が必要となっています。

また、地域の産業構造の特色を生かしながら作業学習等の内容の充実・改善を図り、生徒の意欲や職業生活に必要な能力等の働くために必要な力を育むことが必要となっています。

※13 県教育庁障害者就労促進センター：特別支援学校卒業生等が、企業への就労を実現するための体制整備を行うため、県教育庁が県内3箇所を設置している施設。特別支援学校高等部卒業生や高等学校卒業生を任期付きで雇用し、職業スキルの育成やインターンシップなどを行っている。

※14 相談支援事業所：障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う施設。計画相談支援では、サービスの利用計画案を作成し、その内容を反映した利用計画を作成し、継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、見直しなどを行う。

※15 障害者就業・生活支援センター：障害者の就業面や生活面における一体的な支援を行う施設。雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言等を行う。

※16 障害者職業センター：障害者の職業生活における自立を促進するための施設。障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの3種類がある。障害者一人一人のニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助(ジョブコーチ)等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施する。

## ○ 産業現場等における実習の充実

就労を希望する生徒に対しては、その適性を見極めるため、産業現場等における実習を年2回程度行っています。しかし、実習先の仕事内容が希望とは異なっている場合や、希望する就労先の採用・利用枠が少ない場合があるため、十分にマッチングできないことがあります。このため、生徒が主体的に実習先を選択できるようにすることや実習先の様々な仕事内容に対応力をつけることとともに、企業等と連携を図りながら校内での学習と産業現場等における実習をより関連付けることなど職業教育を工夫していく必要があります。

また、県教育庁障害者就労促進センターにおいては、引き続き一般事業所への就労移行に向けた取組について、特別支援学校への情報提供を一層推進する必要があります。

## (3) 特別支援学校と地域等との連携の推進

### <現状>

### ○ 交流及び共同学習の取組

特別支援学校では、開設当初より学校行事等を通じて、近隣の小・中学校との学校間交流や地域住民との交流等を行っているほか、「外部専門家を活用した交流及び共同学習推進事業」において障害者スポーツを通じた学校間交流を行うなど、相互理解を推進しています。さらに、特別支援学校の児童生徒が、居住している地域の小・中学校の児童生徒とともに学ぶ居住地校交流にも積極的に取り組んでいます。

### ○ 地域等との連携

特別支援学校では、スポーツや文化活動に外部専門家を積極的に活用するほか、地域の人財<sup>※17</sup>を活用し、体験的な学習に取り組んでいます。さらに、地域住民、学識経験者、PTA会長等を学校評議員<sup>※18</sup>として委嘱し、学校運営に対する意見を聴取しながら、学校に対する地域の理解・協力を得るとともに、平成30年度からは森田養護学校に学校運営協議会を設置して学校の教育目標等を共有しながら連携の強化を図っています。

※17 人財：本県では、“人は青森県にとっての「財（たから）」である”という考え方により、「人材」を「人財」と表記している。

※18 学校評議員：地域住民等が学校運営に参画する仕組みである「学校評議員制度」により、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる人員のこと。



## <課題>

### ○ 社会とつながる学校づくり

特別支援学校新学習指導要領にある「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、特別支援学校が地域との連携を強め、社会とつながることが求められています。そのために、これまでの学校行事や学校間交流以外にも、障害のある児童生徒が地域住民等と活動をともしする機会を積極的に設ける必要があります。学校運営協議会は、インクルーシブ教育システムの構築により共生社会を実現していくための一つの有効な仕組みであり、その活用の効果や課題を検証し、学校と地域の協働による取組の充実を図る必要があります。

### ○ 交流及び共同学習の推進

共生社会の形成に向けて、障害のある人とない人が相互理解を深めていくために、これまでの取組に加えて、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒や地域住民等と活動を共にする機会を積極的に設けるなど、様々な形での交流及び共同学習の一層の推進を図る必要があります。

また、居住地校交流を行う児童生徒は、年々増加しているものの、児童生徒が地域の一員通して主体的に活動していくためには、更に交流の充実を図る必要があります。

### ○ 生涯を通じた地域での活動

特別支援学校では、通常の授業、特別活動、学校行事のほか、地域や学校間で交流する機会を積極的に設け、スポーツ・文化活動に親しんでいます。卒業後は限定的になる傾向があります。平成29年4月の文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」で示されているように、障害のある児童生徒が学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策を連動させながら取り組んでいくことが重要です。

### Ⅲ 基本方針

県教育委員会では、「Ⅰ 近年の特別支援教育に関する動向」や「Ⅱ 本県特別支援教育の現状と課題」を踏まえ、次の3つのキーワードの下に5つの基本方針を設定し、特別支援教育の更なる充実・発展に向けた取組を通して、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

<b>【キーワード】 学びをつなぐ・学びを深める・学びを生かす</b>
<b>【基本方針】</b> 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化 2 教職員の専門性の維持・向上 3 特別支援学校の学習環境の充実 4 キャリア教育・職業教育の充実 5 特別支援学校と地域等との連携推進

#### 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

##### (1) 特別支援教育巡回相談の充実

特別支援学校が、関係機関との連携を図りながら、引き続き小・中学校等の要請に応じた巡回相談ができるよう、高等学校をはじめとする各校への周知に努めるとともに、巡回相談員の専門性の向上を図ります。

##### (2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化

特別支援学校は、様々な特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の相談に応じるため、教育相談担当教員の専門性の向上を図るとともに、地域支援を担当する分掌と他の分掌や各学部との連携を強化するなど、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

##### (3) 「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化

「地区特別支援連携協議会」の事務局校と小・中学校等及び関係機関との連携強化により、各地区における教育相談体制の一層の充実を図ります。

##### (4) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化

「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。

## 2 教職員の専門性の維持・向上

### (1) 特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

現職教員に対する免許法認定講習の受講促進等の取組を進め、全ての県立特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状を取得することを目指します。

### (2) 特別支援教育に係る研修の充実

寄宿舎指導員や特別支援教育支援員等を含む全ての教職員が、適切な指導及び必要な支援を行えるよう、県総合学校教育センターの研修を始めとした特別支援教育に係る研修の充実を図り、専門性の向上を目指します。

また、特別支援学校において、重度・重複障害、視覚障害、聴覚障害、発達障害等、障害種に応じた指導の専門性の維持・向上や、他校種との連携強化を通じた小・中学校及び高等学校に準ずる教育の指導力向上等、学校全体としての専門性を確保するため、校内研修の活性化を図ります。

### (3) 小・中学校等と特別支援学校間の指導の専門性の共有

小・中学校等と特別支援学校の教職員が、小・中学校等の教科指導等に関する研究成果と特別支援学校の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する指導に係る研究成果を共有し、互いの専門性を高め合ったり、インクルーシブ教育システムに係る実践事例等について学び合ったりする機会の設定について検討します。

## 3 特別支援学校の学習環境の充実

### (1) 特別支援学校の今後の在り方についての検討

同一の障害のある幼児児童生徒による一定規模の集団に対して、障害種ごとの専門的指導により幼児児童生徒の能力を可能な限り発揮できるようにすること等を勘案しつつ、複数の障害種に対応した教育を行うことが可能となるよう、学習集団の適正な編制や病弱教育の充実等、地域の実情に応じた適切な特別支援学校の在り方について検討します。

### (2) 特別支援学校の基礎的環境整備<sup>※19</sup>の充実

対象とする障害種に対応した学習環境の整備を行うとともに、老朽化した校舎の長寿命化改修等を計画的に行うほか、教材・教具の整備についても検討します。

また、食育の推進の観点から、栄養教諭等の活用を進めるほか、特別支援学校における医療的ケア・摂食指導について、専門機関等との連携を強化するなど、特別支援学校の基礎的環境整備の充実を図ります。

※19 基礎的環境整備：合理的配慮（障害のある子どもに対して、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと）の基礎となる環境整備。

#### 4 キャリア教育・職業教育の充実

##### (1) 特別支援学校におけるキャリア教育の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の社会的・職業的自立を目指し、これまで高等部を中心として展開してきた取組について、地域の協力を得ながら、幼稚部・小学部・中学部を含めた学校全体としての取組に広げ、キャリア教育の一層の充実を図ります。

##### (2) 特別支援学校における職業教育の充実

特別支援学校においては、生徒の進路状況、地域の産業構造等を踏まえた作業学習や産業現場等における実習等職業に関する学習を地域人財や専門学科のある近隣の高等学校、その他関係機関と連携することで充実させ、生徒が主体的に自己の進路を選択し、自己実現ができるよう、職業教育の一層の充実を図ります。

また、県教育庁障害者就労促進センターを活用し、一般事業所への就労移行について特別支援学校への効果的な情報提供について検討します。

##### (3) 小・中学校等との連携による特別な教育的ニーズのある児童生徒のキャリア教育の充実

小・中学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒の社会的・職業的自立を目指し、小・中学校と特別支援学校の児童生徒が、交流及び共同学習や小・中学校等と特別支援学校が連携したインターンシップの実施等を通じて、共に将来の生き方について考える機会を設定するなど、児童生徒のキャリア教育に係る指導内容や指導方法について共有できる支援体制の構築や研修の充実を図ります。

#### 5 特別支援学校と地域等との連携推進

##### (1) 地域に開かれた特色ある学校づくり

特別支援学校では、地域に開かれた学校づくりを目指し、学校運営協議会等を通じて、学校運営に地域の声を取り入れ、地域での活動の充実や地域人財の専門性を生かした教育活動等、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。

##### (2) 交流及び共同学習の更なる充実

地域や学校等に対して理解・啓発を図るとともに、市町村教育委員会等との連携を強化し、交流及び共同学習の更なる充実を図ります。

##### (3) 生涯を通じた学び、スポーツ・文化活動の推進

障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、地域社会において、卒業後も生涯を通じて教育やスポーツ・文化活動等の様々な機会に親しみ、幸福で豊かな生活を営むことができるように、地域人財を活用し、地域における活動を充実させるとともに、特別支援学校間のスポーツ・文化活動による交流を行い、生涯学習の基盤づくりに努めます。

附 録

## 青森県立特別支援学校教育推進プラン (平成23年度～平成28年度)の取組状況

## 青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～平成28年度）の取組状況

県教育委員会では、平成20年5月、学識経験者等による「青森県特別支援学校在り方検討会議」を設置し、今後の特別支援学校の在り方について諮問を行い、平成21年1月、同会議により答申がまとめられ、特別支援学校の整備・充実の方向性について提言がなされました。本答申に基づき青森県立特別支援学校教育推進プラン（平成23年度～28年度）を策定し、以下のような基本方針の下、取組を進めてきました。

### 【青森県立特別支援学校教育推進プラン基本方針】

#### 1 複数の障害種別に対応した教育の充実

肢体不自由のある児童生徒が地域の身近な特別支援学校に就学し、障害の特性に応じた専門的な指導を受けられるように、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実を図ります。

#### 2 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実

在籍児童生徒数が多くなり、学校規模が大きくなっている知的障害を対象とする特別支援学校について、児童生徒一人一人が十分に力を発揮できる適切な学習環境の充実を図ります。

#### 3 高等部教育の充実

生徒一人一人の自立と社会参加に必要な生きる力を一層高めるため、病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部について、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図るとともに、知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、職業的自立を目指した教育の充実を図ります。

#### 4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。

## 1 複数の障害種別に対応した教育の充実

以下の特別支援学校において、これまでの知的障害教育部門に加え、肢体不自由を併せ有する児童生徒に対応した教育課程を編成する肢体不自由教育部門を整備しました。

年 度	肢体不自由部門を整備した学校
平成23年度	七戸養護学校、むつ養護学校
平成26年度	森田養護学校

### 【取組の結果】

#### (1) 授業の改善

○知的障害教育部門と肢体不自由教育部門が合同で活動する機会ができたことにより、集団活動における合理的配慮の提供に関する教職員の理解が深まり、知的障害教育部門の児童生徒に関する教材教具等の活用や、指導内容、指導の手だて等について授業の改善を図りました。

#### (2) 校内研修の充実

○肢体不自由教育部門を整備したことにより、摂食や身体の動きについての校内研修を行うこととなり、肢体不自由教育部門だけでなく、知的障害のある児童生徒の自立活動等について研修する機会になりました。

#### (3) 医療機関との連携

○てんかん発作の服薬等についても保護者や医療機関と連携した取組が行われるなど、学校全体の教育活動の充実と安全安心な学校運営が図られています。

#### (4) 医療的ケアの充実

○肢体不自由を対象とする特別支援学校4校及び浪岡養護学校において、医療的ケアを実施してきましたが、七戸養護学校とむつ養護学校に看護師資格のある臨時講師を配置するなど医療的ケアへの対応を進めました。なお、平成30年3月の「県立特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部改正」により、全ての学校において医療的ケアの実施が可能となっています。

## 2 学校規模の大きい特別支援学校の学習環境の充実

在籍児童生徒数が増加し、学校規模が大きくなっている特別支援学校（知的障害）における適切な学習環境の充実と特別支援学校（病弱）における義務教育段階からの一貫した教育の充実を図ることを目的とし、以下のように整備を進めました。

年 度	整備状況
平成25年度	八戸第二養護学校高等部：旧八戸南高等学校校舎へ移転決定 ※平成29年度 八戸高等支援学校の開校
平成28年度	青森第二養護学校：校舎増築 弘前第一養護学校：校舎増築
平成28年度	弘前第一養護学校高等部を旧岩木高等学校校舎への移転決定 ※平成31年度 移転予定

### 【取組の結果】

#### (1) 教室不足の解消や安全面の確保

- 青森第二養護学校では、教室不足を解消するとともに新たに個別学習のスペースを設置しました。弘前第一養護学校においては、平成28年度に校舎を増築したほか、旧岩木高等学校校舎の利活用により、高等部を移転することを決定しました（平成31年度移転予定）。
- 八戸第二養護学校では、高等部を分離独立したことで、普通教室に転用している特別教室の復元により教室不足が解消され、各教科等で学習環境の充実を図りました。さらには、児童生徒の登下校について、スクールバスや施設送迎、保護者送迎等登下校上の安全面での改善を図りました。

## 3 高等部教育の充実

病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部において、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図るため、高等部を設置するとともに、知的障害を対象とする特別支援学校高等部については、社会的・職業的自立を目指した教育の充実を図るために、産業科の設置及び普通科において職業コースを設定しました。

年 度	設置状況
平成23年度	浪岡養護学校高等部青森若葉分教室：青森若葉養護学校高等部として設置
平成25年度	八戸第二養護学校高等部：旧八戸南高等学校校舎へ移転決定 ※平成29年度 八戸高等支援学校開校（普通科と産業科を設置）
平成27年度	弘前第一養護学校及び黒石養護学校：職業コースを設定



## 【取組の結果】

### (1) 青森若葉養護学校

- 病弱・身体虚弱を対象とする特別支援学校高等部において、生徒一人一人の自立と社会参加に必要な生きる力を育むため、義務教育段階からの一貫した教育の充実を図りました。
- 小学部・中学部・高等部の各発達段階に合わせて、自己の病気の理解と健康な生活についての系統的な指導ができるようになりました。

### (2) 弘前第一養護学校及び黒石養護学校

- 平成27年度の職業コースの設置により、商業施設の店舗における体験学習や、清掃や喫茶サービスについて外部専門家から学んだことを生かした公共施設における作業体験学習など、職業教育に関連する学習内容を系統立てた教育課程を整備しました。このような学校と各事業所等との一層の連携協力により、より質の高い専門的な職業教育の展開が図られ、一般就労につながった生徒が増えました。

### (3) 八戸高等支援学校

- 産業科に「環境・オフィスサービス」と「フードサービス」の2コース、普通科においては「生活」、「社会」、「職業」の3コースを設定しました。食品加工や接客、ビルメンテナンスの実習室を整備し、実習等を行う特別教室の充実を図りました。また、多目的に使える教室や個別指導室、活動量が十分に確保できる体育館やグラウンドを整備し、教育課程と施設・設備両面から職業教育の一層の充実を図りました。このことにより、三八地区の就職を希望する生徒の進学先として、高い関心を集めています。さらには、地域への情報発信や奉仕活動、地域の人財を活用した授業を積極的に実施することで、地域住民の学校理解が進んでおり、地域に開かれた学校づくりが行われています。

## 4 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

幼稚園等、小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、全ての特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図りました。

とりわけ、視覚障害と聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、これまで蓄積してきた各障害に関する専門性を生かし、発達障害に対応できる相談窓口として、次のとおり、支援センターを設置しました。

開設時期	学校	名 称	サテライト型の教室 (訪問型教育相談)
平成23年度	弘前聾学校	そだちとまなびの支援センター	
平成26年度	盲学校	ロービジョン相談支援センター	中南、西北、下北
平成27年度	青森聾学校	そだちとまなびの支援センター	下北
	八戸盲学校 八戸聾学校	八戸盲学校・八戸聾学校相談支援センター	上北、三八

## 【取組の結果】

### (1) 発達障害のある幼児児童生徒への支援の充実

- 発達障害のある幼児児童生徒に対しての支援や相談の依頼が増加しており、要請に応じて地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒への支援や研修会等による教員への支援に適切に対応しています。また、医師等専門家や児童相談所等関係機関との連携が図られています。

### (2) サテライト型の教室の配置（訪問型教育相談）

- 視覚障害と聴覚障害を対象とする特別支援学校が未設置の地域にサテライト型の教室を設置したことにより、行動範囲や時間に制約のある幼児児童生徒等が利用しやすくなり、地域における視覚障害教育や聴覚障害教育の充実につながっています。



◇お問い合わせ先

〒030-8540 青森市長島1丁目1番1号

青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室

電 話 017-734-9882

ファックス 017-734-8270

ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/tokubetsu-shien-vision.html>

メールアドレス E-GAKYO@pref.aomori.lg.jp